

特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税について (地域再生法による県税の課税免除・不均一課税)

法人用

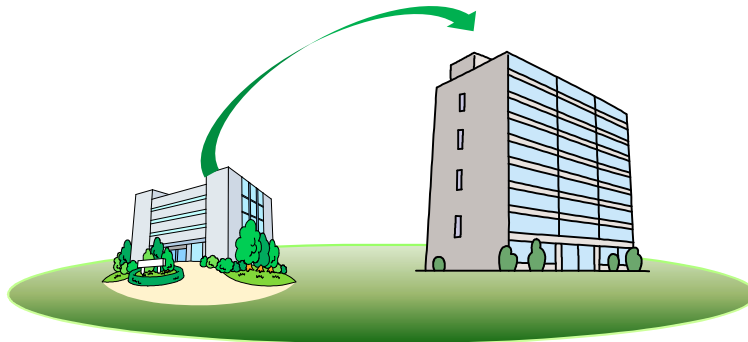
地域再生法の地方活力向上地域において、特定業務施設(本社機能)を新設又は増設した場合は、事業税又は不動産取得税について課税免除又は不均一課税の適用があります。(事業税は東京23区から移転した企業が対象となります。)

1 指定区域

地方活力向上地域は、島根県地域再生計画において示されています。
島根県地域再生計画(島根県商工労働部企業立地課のホームページ)
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/enterprise/richi/ritti_danti/tiikisaisei/

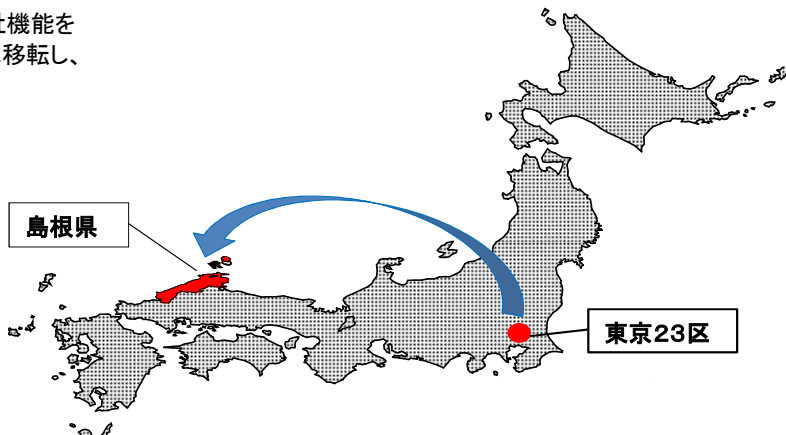
拡充型

地方にある本社機能を拡充し、
特定業務施設を整備



移転型

東京23区にある本社機能を
地方活力向上地域に移転し、
特定業務施設を整備



2 適用要件等

期間	青色申告 (連結申告)	適用要件			免除の種類		
		適用基準額	対象事業	増加人員	事業税	不動産取得税	
R6.3.31まで	—	3,800万円以上 (注1)	— (注2)	— (注3)	拡充型	不均一課税	不均一課税
					移転型	不均一課税	課税免除

(注1)・建物及びその付属施設、構築物、機械設備の取得費を対象とします。
・中小企業の場合、1,900万円以上。
・知事が特定業務施設整備計画を認定した日から3年以内に特定業務施設(本社機能)の用に供することが必要です。
(不動産取得税については、知事が特定業務施設整備計画を認定した日から3年以内に取得することが必要です。)
・所得税及び法人税における適用基準額とは異なります。

(注2)・特定業務施設(本社機能)とは、調査や企画・情報処理・研究開発・国際事業・情報サービス事業・その他管理部門の事務所、
研究所、研修所の業務施設が対象になります(生産や販売等のために使用される部分は含まれません。)
・事業の種類に制約はありませんが、工場や店舗などの新増設は対象になりません。

(注3)・特定業務施設整備計画の認定にあたっては、雇用者の増加が要件となっていますので、詳しくは島根県商工労働部企業立地課に
お問い合わせください。

3 課税免除額等

	事業税	不動産取得税						
拡充型		[不均一課税] 新增設された特定業務施設(本社機能)の建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税(対象税額は利用の実態に応じて算定)が建物は0.4%、土地は0.3%の税率で課税されます。						
移転型	[不均一課税] 特定業務施設(本社機能)で行われる業務の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。 $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された特定業務施設で行われる業務に直接従事する従業員数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業員の総数}}$ 上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	1年目	2年目	3年目	1/2	1/4	1/8	[課税免除] 新增設された特定業務施設(本社機能)の建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税(対象税額は利用の実態に応じて算定)の課税が免除されます。
1年目	2年目	3年目						
1/2	1/4	1/8						

4 申請

課税免除又は不均一課税の適用は、その適用を受けようとする税目ごとに、申請書等を申請期限までに提出した法人に限られます。

(1) 申請期限

- ① 事業税の場合
当該事業年度分に係る確定申告書及び修正申告書の申告納付期限
- ② 不動産取得税の場合
納期限(土地については、土地に対する納期の末日と建物に対する納期の末日のいずれか遅い日)

(2) 申請書等

書類の種類	事業税	不動産取得税
課税免除(不均一課税)申請書	◎	○
課税標準の区分に関する明細書	◎	—
新增設に係る設備の取得価額表	○	○
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し(法人税法施行規則別表16)	○	○
新增設に係る機械及び直接従事する者の配置図	○	○
役員及び従業員の名簿	◎	—
各月末の従業員数に関する調べ	◎	—
事務所又は事業所全体の平面図	—	○
建物の平面図	—	○
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請書及び認定書の写し	○	○

※中小企業の場合は、その旨が確認できる書類。
 ・◎は、2年目又は3年目の申請を行う場合にも必要です。

5 その他

特例条例の適用がある法人は、島根県県税条例第20条第4号により、特定業務施設(本社機能)で行われる事業の用に供した日から3年間に於いて課税免除等が受けられない期間について事業税の減免を受けることができます。

～詳しくは、最寄りの県民センターへお問い合わせください～

名称	担当グループ名	電話	管轄区域
東部県民センター【本所】	法人課税課(事業税)	0852(32)5621	松江市 出雲市 安来市 雲南市 奥出雲町 飯南町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
松江市東津田町1741-1(松江合庁2F)	不動産課税課(不動産取得税)	0852(32)5616 0852(32)5618	松江市 安来市 雲南市 奥出雲町 飯南町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
【出雲事務所】 出雲市大津町1139(出雲合庁2F)	不動産・自動車課税課(不動産取得税)	0853(30)5507	出雲市
西部県民センター	法人・軽油課税課(事業税)	0855(29)5519	浜田市 益田市 大田市 江津市 川本町 美郷町
浜田市片庭町254(浜田合庁1F)	不動産・自動車課税課(不動産取得税)	0855(29)5521	邑南町 津和野町 吉賀町

(このちらしは、令和4年6月現在の制度によっています。)